平成２５年（フ）第７５３号
埼玉県加須市鴻茎1402番地２
破産者　泉津井　徹
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２０号
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎422番地３
破産者　川嶋　彰子
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６７号
福岡市早良区早良５丁目20番12号
破産者　西永　浩之
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１号
神奈川県小田原市千代307番地の２
破産者　佐野　豊子
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４３４号
福岡市西区十郎川団地12番204号
破産者　田嶋賢太郎
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４３号
北九州市小倉南区志井４丁目３番１号
破産者　村上　義進
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２２号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲2877番地１
破産者　力武　裕之
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６７号
長崎県長崎市小峰町14番17号　レジデンス小峰201号
破産者　中島　勝義
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
宮崎県都城市広原町１号14番地３　坂元広原ハイツ201
破産者　川口　道助
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第６０号
宮崎県都城市高崎町前田3452番地１
破産者　迫間　光義
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１３１号
札幌市北区太平４条１丁目２番22号　ウェカルバ太平208号
破産者　上田　　一
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３４号
札幌市豊平区月寒西１条９丁目11番10号
破産者　隅田　敏行
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８０号
札幌市豊平区中の島２条９丁目５番12―305号
破産者　木内　麻美（旧姓三浦）
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６号
仙台市太白区富沢２丁目17番27号　ロフティー富沢１―102、開始決定時の住所仙台市太白区郡山字穴田東15番地の３
破産者　佐藤　定美
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
仙台市若林区新弓ノ町70番地　ＢＥＬＬコーポ302
破産者　岩崎　玲子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
山形県新庄市大字松本62番地の６
破産者　長南　友和
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１１２号
千葉県山武市松尾町金尾1223番地
破産者　鶴岡　治夫（旧姓廣瀬）
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４０９号
川崎市麻生区はるひ野４丁目４番６―1213号
破産者　石井　玲子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
川崎市麻生区はるひ野４丁目４番６―1213号
破産者　石井　　正
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
富山県射水市中新湊13番８号、開始決定時の住所富山県射水市二の丸町１番11号
破産者　中杉　俊夫
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部